

1 背景・基本的な考え方

1 背景

○H27. 4月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地域の実情に応じた教育振興の目標や施策の根本となる方針を定める大綱の策定が、**地方公共団体の長に義務付け**

○H27.10月 市川市教育振興大綱の策定（H27～H30年度）

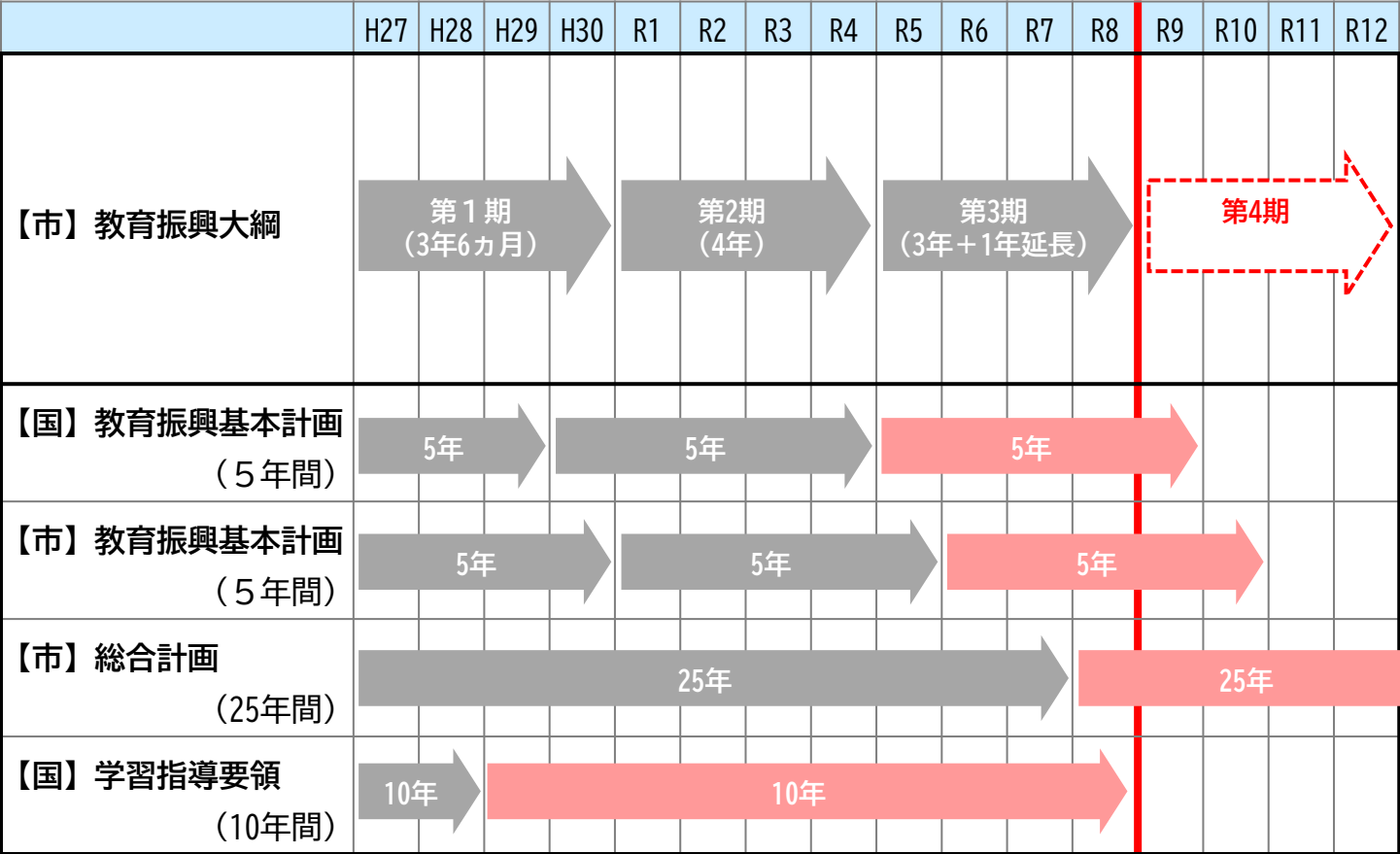
○H31. 1月 市川市教育振興大綱の策定（H31～R4 年度）

○R5 . 1月 市川市教育振興大綱の策定（R5 ～R8 年度）

2 策定にあたっての基本的な考え

- 地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策に係わる目標や施策の根本となる方針を定めるもの
- 計画期間の定めはない
- 策定にあたっては、
 - ・国の教育振興基本計画に規定する基本的な方針を参酌
 - ・地域の実情に応じ、市総合計画と整合・市教育振興基本計画を尊重

2 計画期間



3 令和8年度 総合教育会議の協議内容（予定）

■協議事項 1

新教育振興大綱の策定について

（協議項目）

- 将来像の定義について
- 基本方針・施策の方向性について
- 計画期間について

■協議事項 2

新教育振興大綱具体化パッケージの策定について

（協議項目）

- 新教育振興大綱を踏まえた重点方針について
- 具体化パッケージに位置付ける事業について
- 具体化パッケージの位置づけについて